

クラウドサービス利用規約

当社は、当社が提供するクラウドサービスの利用について、以下のとおり、クラウドサービス利用規約（以下「本利用規約」といいます。）を定めるものとします。

（目的）

第1条 本利用規約は、当社が契約者に対し、クラウドサービスを提供するための条件および利用に関する当社と契約者との間の権利義務関係を定めることを目的とするものとします。

（適用範囲）

第2条 本利用規約は、当社が提供する個別サービスに共通して適用されます。契約者は、本利用規約の全ての内容に同意したうえで、サービス契約を当社と締結するものとします。

（定義）

第3条 本利用規約において使用する用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。

- （1）「個別サービス」とは、当社が提供する各種の個別のクラウドサービスのうち、本利用規約の適用対象となることを当社が指定したクラウドサービスをいいます。
- （2）「有償サービス」とは、個別サービスのうち、その利用に対価が生じるものをいいます。
- （3）「無償サービス」とは、個別サービスのうち、その利用に対価が生じないものをいいます。
- （4）「サービス契約」とは、個別サービスの利用に関する当社と契約者との間の契約をいいます。
- （5）「サービス規約」とは、本利用規約以外の個別サービスに係る固有の規約をいいます。なお、本利用規約とサービス規約との間で相違する事項については、当該事項に限り、サービス規約の規定が優先されます。
- （6）「当社」とは、オプテックス株式会社をいいます。
- （7）「契約者」とは、当社との間でサービス契約を締結して個別サービスを利用する法人その他組織・団体をいいます。
- （8）「契約希望者」とは、サービス契約を締結して個別サービスを利用することを希望する法人その他組織・団体をいいます。
- （9）「利用者」とは、サービス契約の契約者である法人その他組織・団体に所属し、個別サービスを現実に利用する者をいいます。
- （10）「登録事項」とは、契約希望者がサービス契約の申込みの際に登録する当社所定の情報をいいます。
- （11）「ID・パスワード」とは、利用者が個別サービスを利用するために必要となるID・パスワードをいいます。
- （12）「サードパーティ製品」とは、当社以外の第三者が製造・販売する製品（当該第三者が提供するサービスを含む）で、個別サービスとデータの連携が可能な製品をいいます。

- (13)「利用環境」とは、ハードウェア、ソフトウェア、インターネット接続回線、セキュリティの確保等、個別サービスの利用に必要な環境をいいます（サードパーティ製品を含むものとします。）。
- (14)「利用料金」とは、有償サービスの利用の対価として当社が定める料金をいいます。
- (15)「試用」とは、有償サービスを一定期間無償で試用することをいいます。
- (16)「送信情報」とは、契約者が個別サービスを利用して送信した情報（これを元に個別サービス上で自動生成された情報や処理結果も含まれます。）をいいます。
- (17)「知的財産権等」とは、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、不正競争防止法上の権利、その他一切の財産的若しくは人格的権利をいいます。

(個別サービスの利用条件)

第4条 個別サービスの詳細な仕様は、当社が別途定めるものとします。また、当社は、個別サービスの仕様の改良、追加、削除等の変更を行うことがあり、契約者は、これを予め承諾します。

- 2 契約者は、サービス契約の有効期間内に限り、サービス契約で認められた範囲で、当社の定める方法に従い、個別サービスを利用し、また、個別サービスが予定している態様にて、利用者にこれを利用させることができます。契約者は、利用者に対し、本利用規約およびサービス規約を遵守させるものとし、利用者による個別サービスの利用が、いかなる場合でも自己の利用とみなされることに同意すると共に、かかる利用について、当社に対し、一切の責任を負うものとします。
- 3 当社は、個別サービスの遂行を、必要に応じて第三者に委託することができるものとします。
- 4 契約者は、自らの責任と費用において、当社所定の利用環境を整備するものとします。
- 5 当社は、個別サービスのうち、サードパーティ製品に依拠する部分については、本利用規約において明示したものを除き、本利用規約上のいかなる責任も負いません。
- 6 当社は、当社の判断で、個別サービスに当社または第三者の広告を掲載することができるものとします。当社は、個別サービスに掲載された第三者の広告に関する一切の事項について、保証は行いません。契約者は、自己の責任に基づいて当該広告を判断するものとします。

(サポートサービス)

第5条 当社または当社が指定する第三者は、契約者から別途委託を受けた場合、契約者による個別サービスの設定作業の代行、アドバイス、その他個別サービスの導入・利用支援をサポートするサービスを行うものとします。

- 2 前項のサービスの費用、対応日時、対応場所、期間、納期等は、別途定めるものとしますが、その他の契約条件は、本利用規約およびサービス規約に定めるとおりとします。
- 3 契約者が第1項のサービスを通じて取得した助言または情報は、本利用規約またはサービス規約に明示的な定めのない保証を生じさせるものではありません。

(申込み)

第6条 契約希望者は、本利用規約およびサービス規約の内容に同意した上で、当社所定の方法により、サービス契約締結の申込みを行うものとします。契約希望者は、登録事項が、全て正確であることを保証します。

- 2 当社は、当社所定の基準により、契約希望者の申込みに対する承諾の可否を判断し、申込みを承諾する場合には、その旨および当社所定の情報を通知します。当該通知に定める契約開始日を以て、当該契約希望者と当社との間に、サービス契約が成立します。
- 3 当社は、契約希望者が以下のいずれかに該当した場合は該当すると当社が判断した場合は、契約希望者の申込みを拒否することができます。なお、当社は、申込みを拒否した場合、その判断に関する理由を開示する義務を負いません。
 - (1) 当社所定の方法によらずに登録の申込を行った場合
 - (2) 登録事項の全部または一部につき、虚偽、誤記または記載漏れがあった場合
 - (3) 本利用規約またはサービス規約に違反するおそれがあると当社が判断した場合
 - (4) 過去に本利用規約またはサービス規約に違反した者またはその関係者であると当社が判断した場合
 - (5) 法人の代表権を有する者の同意を得ていなかった場合
 - (6) 個別サービスと同種または類似するサービスを現に提供している場合または将来提供する予定である場合
 - (7) その他当社が登録を妥当でないと判断した場合
- 4 契約者は、登録事項に変更が生じた場合は、直ちに当社所定の方法により、登録事項の変更の手続きを行うものとします。これを怠ったことによって契約者が損害を被ったとしても、当社は一切責任を負わないものとします。

(試用)

- 第7条 当社は、契約希望者に対して、当社所定の期間、無償で有償サービスを試用することを許可する場合があります。この場合に契約希望者は、サービス契約の申し込みに先立ち、試用を行い、当社所定の期間内に、個別サービスの有償での利用の可否を判断するものとします。
- 2 試用に係る契約内容は、本利用規約およびサービス規約が準用されます。ただし、当社は、本利用規約またはサービス規約において当社が契約者に対して保証する内容について、試用に関しては、一切保証しません。契約希望者は、全て自己の責任において試用を行うものとします。
 - 3 当社は、試用の期間内といえども、その理由を問わずいつでも試用を終了させることができるものとし、契約希望者は、これに対して異議を述べないものとします。また、その理由を問わず試用が終了した場合、契約希望者は以降の試用を行うことができなくなります。

(ID・パスワードの管理)

- 第8条 当社は、当社が別途定める方式により、ID・パスワードを発行し、または契約者をしてこれを発行させるものとします。
- 2 契約者は、自己の責任において、ID・パスワードを適切に管理・保管し、また、利用者をして、ID・パスワードを管理・保管させるものとし、これを第三者に開示・利用させたり、貸与、譲渡、売買、担保提供等をしてはならないものとします。
 - 3 当社は、ログイン時に使用された ID・パスワードが登録されたものと一致することを所定の方法により確認した場合、当該ログインした者を真正な契約者・利用者としみなします。

- 4 契約者による ID・パスワードの管理不十分、使用上の過誤、不正使用等によって契約者が損害を被ったとしても、当社は一切責任を負わないものとします。

(利用料金)

- 第9条 契約者は、有償サービスの利用に当たり、当社に対し、サービス契約に定めに基づき、所定の支払い方法によって、利用料金を支払期限までに支払うものとします。なお、銀行振込手数料その他支払に要する費用は、契約者の負担とします。
- 2 その理由を問わず、サービス契約の有効期間中に契約者が有償サービスの提供を受けられなくなった場合または受ける必要がなくなった場合でも、当社は利用料金の返還を行うことができません。
 - 3 契約者が利用料金の支払を遅延した場合、年14.6%の割合による遅延損害金を当社に支払うものとします。
 - 4 当社は、有償サービスの内容の変更、事業上の理由、法令の制定改廃、経済情勢の変動等によって、利用料金の変更の必要が生じたときは、第20条（本利用規約の変更）に従い、利用料金を変更することができるものとします。
 - 5 当社は、無償サービスの内容の変更、事業上の理由、法令の制定改廃、経済情勢の変動等によって、無償サービスを有償に変更する必要が生じたときは、第20条（本利用規約の変更）に従い、無償サービスを有償に変更することができるものとします。

(権利帰属)

- 第10条 個別サービスに関する知的財産権等は、全て当社または当社にそれら知的財産権等の利用を許諾した第三者に帰属します。
- 2 本利用規約またはサービス規約に定める個別サービスの利用許諾は、本利用規約またはサービス規約に明示的に規定される場合を除き、個別サービスに関する当社の知的財産権等に関し、いかなる権利も許諾するものではありません。契約者は、個別サービスが予定している利用態様を超えて、個別サービスを利用することはできません。
 - 3 契約者は、個別サービスに対して、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、または逆アセンブラ、その他個別サービスを解析しようと試みてはならないものとします。

(送信情報)

- 第11条 契約者は、送信情報について、自らが送信することについて適法な権利を有していることおよび当社または第三者の権利を侵害するものではないことを保証します。
- 2 当社は、個別サービスの運営、改善、契約者の利用履歴に係る統計データの作成、マーケティング施策に関する企画、立案または実施、その他これらに関連する事項のために必要な範囲で、送信情報を使用または利用（複製、翻案、公衆送信およびそのために必要な送信可能化を含み、かつこれに限りません。）することができます。契約者はこれに対し、当社並びに当社より正当に権利を取得した第三者および当該第三者から権利を承継した者に対し、異議を申し立てない（著作権人格権の不行使を含み、かつこれに限られません。）ことに同意します。

3 当社は、送信情報について、安全に管理するよう努めますが、個別サービスが、本質的に情報の喪失、改変、破壊等の危険が内在するインターネット通信網を利用した電磁的サービスであることに鑑みて、契約者は、送信情報を自らの責任においてバックアップするものとします。契約者が当該バックアップを行わなかったことによって契約者が被った損害について、当社は、送信情報の復旧を含めて、一切責任を負いません。

4 当社は、第2項の目的および範囲で当社が利用する場合または契約者の同意を得た場合のほか、以下のいずれかに該当または該当すると当社が判断した場合は、契約者の同意を得ることなく送信情報の全部または一部を閲覧、保存、復元し、または第三者へ開示することがあります(以下「閲覧等」といいます。)

(1) 当社が閲覧等の同意を求める連絡を契約者に行なってから7日以内に、当該契約者からの回答がなかったとき

(2) 裁判所、警察等の公的機関から、法令に基づく正式な要請を受けたとき

(3) 法律に従い閲覧等の義務を負うとき

(4) 契約者が本利用規約またはサービス規約所定の禁止行為を行ったとき

(5) 契約者または第三者の生命・身体・その他重要な権利を保護するために必要なとき

(6) 個別サービスのメンテナンスや技術的不具合解消のために必要があるとき

(7) 上記各号に準じる必要性があるとき

5 当社は、契約者の同意を得た場合のほか、以下のいずれかに該当または該当すると当社が判断した場合は、契約者の同意を得ることなく送信情報について、その全部または一部を削除または契約者による利用を一時停止することができます(以下「削除等」といいます。)。当社は、削除された送信情報について、当該情報の復旧を含めて、一切責任を負いません。

(1) 当社が削除等の同意を求める連絡を契約者に行なってから7日以内に、当該契約者からの回答がなかったとき

(2) 裁判所、警察等の公的機関から、法令に基づく正式な要請を受けたとき

(3) 法律に従い削除等の義務を負うとき

(4) 契約者が本利用規約またはサービス規約所定の禁止行為を行ったとき

(5) 契約者が個別サービスの利用料金の支払いを滞ったとき

(6) 契約者または第三者の生命・身体・その他重要な権利を保護するために必要なとき

(7) その理由を問わず、サービス契約が終了したとき

(8) 第15条(サービスの変更、中断、終了)によって個別サービスが変更、中断、終了したとき

(9) 上記各号に準じる必要性があるとき

(禁止行為)

第12条 契約者は、個別サービスの利用にあたり、以下の各号のいずれかに該当または該当すると当社が判断する行為をしてはなりません。

(1) 法令に違反する行為

(2) 犯罪に関連する行為

- (3) 公序良俗に反する行為
 - (4) 所属する業界団体の内部規則に違反する行為
 - (5) 当社または第三者の知的財産権等、プライバシー権、名誉権、信用、肖像権、その他一切の権利または利益を侵害する行為
 - (6) 個別サービスの運営・維持を妨げる行為
 - (7) 個別サービスのネットワークまたはシステム等に過度の負担をかける行為
 - (8) 個別サービスのネットワークに不正にアクセスする行為
 - (9) 個別サービスと競合するサービスの開発、改善のために個別サービスを利用する行為
 - (10) 個別サービスを販売、再販、賃貸、リースする行為
 - (11) 第三者になりすます行為
 - (12) 登録された利用者以外の第三者に個別サービスを利用させる行為
 - (13) 当社が個別サービスの運営において必要な範囲で複製、改変、送信その他の行為を行うことが第三者の知的財産権等、プライバシー、名誉、信用、肖像、その他一切の権利または利益の侵害に該当することとなる情報を、当社に送信する行為
 - (14) 個別サービスのネットワーク若しくはシステム等、または、それらにより利用しうる情報を改ざんする行為
 - (15) 利用者が前各号の行為を行うことを看過しまたは是正しない行為
 - (16) 前各号の行為を直接または間接に惹起しまたは容易にする行為
 - (17) その他、当社が不適切と判断する行為
- 2 契約者は、故意または過失の有無にかかわらず、自らが前項各号に該当し、または、その可能性があることを知った場合は、当社に通知する義務を負い、以後の措置について、当社の指示に従うものとします。

(契約解除等)

第13条 当社は、契約者が以下の各号のいずれかに該当しまたは該当すると当社が判断した場合は、事前に通知することなく、個別サービスの全部または一部の利用の一時停止またはサービス契約を解除することができます。なお、当社は、上記判断に関する理由を開示する義務は負いません。

- (1) 本利用規約またはサービス規約のいずれかの条項に違反した場合
- (2) 第6条（申込み）第3項各号に該当することが判明した場合
- (3) 支払停止若しくは支払不能となり、または、破産、民事再生手続き開始、会社更生手続き開始、特別清算手続き開始若しくはこれらに類する手続きの開始の申立てがあった場合
- (4) 自ら振出し、若しくは引受けた手形または小切手につき、不渡りの処分を受けた場合
- (5) 差押、仮差押、仮処分、強制執行または競売の申立てがあった場合
- (6) 租税公課を滞納し、その保全差押を受けた場合
- (7) 解散または営業停止状態となった場合
- (8) 第3乃至第7号の他、契約者の信用状態に重大な変化が生じたと当社が判断した場合
- (9) 個別サービスの利用料金の支払いがない場合
- (10) 当社からの問い合わせに対して、10日間以上応答がなく、かつ、当社において停止または解除すべき合理的な理由を有する場合

(11) その他、当社が個別サービスの利用を適当でないと判断した場合

- 2 契約者は、前項各号のいずれかに該当し、または、該当すると当社が判断した場合は、当社に対して負っている債務の一切について期限の利益を失い、直ちに当社に対する全ての債務の履行をしなければなりません。
- 3 契約者が第1項に基づく個別サービスの利用の一時停止の措置を受けている場合であっても、サービス契約が継続している限り、契約者は利用料金を支払う義務を負うものとします。
- 4 当社が第1項に基づきサービス契約を解除する場合、契約者は、解除日から、予定されていたサービス契約の契約期間満了日までの期間に対応する利用料金を、解除日までに一括して当社に支払わなければならないものとします(契約者が既にこれを支払済みの場合、当社はこれを返還しないものとします。)
- 5 当社は、本条に基づき当社が行った行為により契約者に生じた損害について、一切の責任を負いません。

(契約期間および解約)

第14条 サービス契約の契約期間は、サービス規約において定めるものとします。

(サービスの変更、中断、終了)

- 第15条 当社は、事業上の理由、システムの過負荷・不具合・メンテナンス、法令の制定改廃、天災地変、偶発的事故・停電・通信障害・不正アクセス、サードパーティ製品の仕様変更・不具合・停止、その他の事由により、個別サービスをいつでも変更、中断、終了することができるものとし、これによって契約者に生じたいかなる損害についても、一切責任を負いません。
- 2 当社は、前項の変更、中断、終了にあたっては、事前に相当期間をもって予告するよう努めます。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(非保証・免責)

第16条 当社は、個別サービスに関し、本利用規約の各条項に規定するもののほか、以下の事項についての保証を行わないものとします。

- (1) 正確かつ完全であること
 - (2) 永続的に稼働すること
 - (3) エラー・バグ・不具合またはセキュリティ上の欠陥が存在しないこと
 - (4) サードパーティ製品とデータの連携が正確かつ完全にできること
 - (5) その利用に起因して利用環境に不具合や障害が生じないこと
 - (6) 第三者の権利を侵害しないこと
 - (7) 契約者が期待する性質・性能を有していること、または、契約者の特定の目的に適合して有用であること
 - (8) 契約者に適用のある法令または業界団体の内部規則に適合すること
- 2 当社は、個別サービスを利用することで出力・表示されるデータが正確かつ完全であるよう、商業上合理的な範囲内で努力しますが、正確性および完全性についての保証を行うものではありません。契約者は、個別サービスを利用することで出力されるデータの内容を必ず事前に確認の上、自己の責任に基づいてこれを利用するものとします。

- 3 本利用規約またはサービス規約において当社が契約者に対して保証する内容は、いずれも有償サービスに限るものとし、無償サービスに関しては、一切保証しません。契約者は、全て自己の責任において無償サービスを利用するものとします。
- 4 当社は、理由のいかんを問わず、個別サービスを構成するシステム等に不具合が生じたことにより、個別サービスが停止または中断した場合、当社が判断する目標時間内での迅速な復旧に最大限努めますが、その目標時間内での完全な復旧の義務を負うものではないものとします。

(紛争処理および損害賠償)

- 第17条 契約者は、個別サービスの利用に関連して当社に損害を与えた場合、当社に対し、その損害を賠償するものとします。
- 2 契約者が、個別サービスに関連して第三者からクレームを受けまたは第三者との間で紛争が生じた場合、契約者は、直ちにその内容を当社に通知すると共に、契約者の費用と責任において、当該クレームまたは紛争を処理し、その進捗および結果を当社に報告するものとします。
 - 3 当社が、契約者による個別サービスの利用に関連して第三者からクレームを受けまたは第三者との間で紛争が生じた場合、契約者は、契約者の費用と責任において、当該クレームまたは紛争を処理し、その進捗および結果を当社に報告すると共に、当社が支払いを余儀なくされた金額その他の損害を賠償するものとします。
 - 4 当社は、個別サービスの提供に際して、自己の故意または重過失により契約者に損害を与えた場合についてのみこれを賠償するものとします。本利用規約およびサービス規約における当社の各免責規定は、当社に故意または重過失が存する場合には適用しません。
 - 5 当社が契約者に対して損害賠償義務を負う場合（前項の場合または法律の適用による場合等）、賠償すべき損害の範囲は、契約者に現実に発生した通常の損害に限る（逸失利益を含む特別の損害は含みません。）ものとし、賠償すべき損害の額は、当該損害発生時までの直近1年間（契約期間が1年間に満たない場合は、当該契約期間）において、契約者が当社に現実に支払った当該個別サービス利用料金の総額を限度とします。なお、本条は、債務不履行、原状回復義務、不当利得、不法行為その他請求原因を問わず、全ての損害賠償等に適用されるものとします。

(秘密保持)

- 第18条 本条において「開示者」とは、サービス契約の当事者のうち、秘密情報を開示した者をいい、「受領者」とは、秘密情報を受領した者をいい、「秘密情報」とは、開示者の技術、営業、業務、財務、組織、その他の事項に関する全ての情報の内、情報が提供される媒体（書面、光ディスク、USBメモリおよびCD等を含むが、これらに限らないものとします。以下同じ。）または情報を含む電磁的データ（電子メール、電子ファイルの送信またはアップロード等により開示される場合の電子メールおよび電子ファイルを含むが、これらに限られないものとします。以下同じ。）に秘密である旨が明示されている情報をいいます。また、情報が口頭若しくは視覚的方法により開示される場合は、開示時点で秘密である旨が口頭または視覚的方法により明示され、かつ当該開示の日から10日以内に、秘密であることが書面または電子的手段で通知された情報をいいます。ただし、以下のいずれかに該当する情報は、秘密情報には該当しません。

- (1) 開示された時点で公知である情報
 - (2) 開示された後に受領者の責めに帰すべき事由なく公知となった情報
 - (3) 開示される以前に受領者が正当に保持していた情報
 - (4) 秘密情報を使用することなく受領者が独自に取得した情報
 - (5) 受領者が権利を有する第三者から適法に取得した情報
 - (6) 開示者から秘密保持の必要な旨書面で確認された情報
- 2 受領者は、自らが保有し同程度の重要性を有する情報を保護するのと同程度の注意義務をもって、受領した秘密情報の取扱いおよび保管を行うものとします。
- 3 受領者は、サービス契約以外の目的で秘密情報を使用してはならないものとします。
- 4 受領者は、サービス契約のために客観的かつ合理的に必要な範囲に限り、秘密情報の複製を行うことができます。
- 5 受領者は、秘密情報を流出させてはならず、また、開示者の事前の書面による承諾なしに、秘密情報を第三者に開示してはならないものとします。ただし、以下の各号に定める者に限り開示することができます。
- (1) サービス契約のために必要最小限の自己の役員および従業員（ただし、個別サービスのために客観的かつ合理的に必要な範囲の秘密情報に限ります。）
 - (2) 弁護士、公認会計士等の法律上の守秘義務を負う専門家
 - (3) 開示者が事前に書面により承諾した第三者（ただし、当該第三者がサービス契約における受領者の義務と同等の義務を課すことを条件とします。）
- 6 受領者に対する秘密情報の開示は、開示者による当該秘密情報に関する権利の譲渡または実施の許諾とはみなされません。
- 7 受領者は、開示者から要求があった場合またはサービス契約が終了した場合には、開示者の指示に従い、開示者から受領した全ての秘密情報を、速やかに開示者に返還または抹消するものとします。
- 8 受領者は、万一開示を受けた秘密情報が流出した場合には、直ちに開示者にその詳細を報告し、流出の拡大を防止するために客観的に合理的な措置をとるものとします。当該措置に要する合理的な費用は、受領者の負担とします。ただし、開示者の責めに帰すべき事由による場合は、この限りではありません。
- 9 受領者は、司法機関または行政機関等から秘密情報の開示を求められたときは、速やかに、その事実を開示者に通知し、開示者から要請がある場合には、その開示範囲を狭めるための努力を尽くした後、秘密情報を開示することができます。開示者が法的救済を求めるときは、合理的範囲内で開示者に協力するものとします。

(個人情報の取扱い)

第19条 当社は、個人情報を、当社所定の「個人情報保護方針」に基づき、適切に取り扱うものとします。

(本利用規約の変更)

第20条 当社は、以下のいずれかの場合に、本利用規約をいつでも任意に変更することができます。

- (1) 規約変更が、契約者の一般の利益に適合するとき
- (2) 規約変更が、サービス契約を締結した目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき

- 2 当社は、前項による規約変更にあたり、規約変更の効力発生日の1ヶ月前までに、変更する規定の内容および変更の効力発生日を、個別サービスに掲載、または契約者が申込時に登録する情報に登録されている宛先に対して通知を送信することにより、これを周知します。
- 3 契約者が、変更の効力発生日までにサービス契約を解約しない場合、規約変更に同意したものとみなします。

(連絡)

- 第21条 当社から契約者への連絡は、書面の送付、電子メールの送信、または個別サービスへの掲載等、当社が適当と判断する手段によって行います。当該連絡が、電子メールの送信または個別サービスへの掲載によって行われる場合は、インターネット上に配信された時点で契約者に到達したものとします。
- 2 契約者から当社への連絡は、当社所定の問合せ窓口宛に行うものとします。当社は、問合せ窓口以外への問い合わせについては、対応できないものとします。

(反社会的勢力との関係排除)

- 第22条 本条において「反社会的勢力」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいいます。
- (1) 暴力団およびその関係団体またはその構成員
 - (2) 暴力、威力または詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する団体または個人
 - (3) その他、前各号の該当者に準ずる者
- 2 契約者および当社は、次の各号に定める内容について、表明し、保証するものとします。
 - (1) 自らが反社会的勢力に該当せず、かつ将来に渡っても該当しないこと
 - (2) 自らが反社会的勢力と不適当な関係を有さず、かつ将来に渡っても不適当な関係を有しないこと
 - 3 契約者および当社は、相手方が前項に違反した場合、相手方に対して、催告なくして、サービス契約の全部または一部を解除することができます。
 - 4 契約者または当社が第2項に違反した場合、契約者または当社は、相手方に対して負っている債務の一切について期限の利益を失い、直ちに相手方に対する全ての債務の履行をしなければなりません。
 - 5 契約者および当社は、本条に基づき自己が行った行為により相手方に生じた損害について、一切責任を負わないものとします。

(契約上の地位の譲渡等)

- 第23条 契約者は、当社の事前の書面による承諾なく、サービス契約上の地位または個別サービスに基づく権利義務につき、第三者に対し、譲渡、移転、担保設定、その他の処分をすることはできないこととします。
- 2 当社は、個別サービスに係る事業を第三者に譲渡（通常の事業譲渡のみならず、会社分割その他事業が移転するあらゆる場合を含むものとします。）した場合には、当該事業譲渡に伴い、サービス契約上の地位または個別サービスに基づく権利義務並びに登録事項、送信情報、個人情報、その他の情報を当該事業譲渡の譲受人に譲渡することができるものとし、契約者は、かかる譲渡に予め同意します。

(完全合意)

第24条 本利用規約およびサービス規約は、サービス契約に係る当事者間の完全な合意を構成し、サービス契約の締結以前に当事者間でなされたサービス契約に関連する書面、口頭、その他いかなる方法による合意も、本利用規約およびサービス規約に取って代わられます。

(分離可能性)

第25条 本利用規約またはサービス規約の規定の一部が、法令または裁判所により違法、無効または不能であるとされた場合においても、当該規定のその他の部分および本利用規約またはサービス規約のその他の規定は有効に存続し、また、違法、無効または不能であるとされた部分については、当該部分の趣旨に最も近い有効な規定を無効な部分と置き換えて適用し、若しくは当該部分の趣旨に最も近い有効な規定となるよう合理的な解釈を加えて適用します。

(準拠法)

第26条 本利用規約およびサービス規約の準拠法は、日本法とします。

(管轄)

第27条 個別サービスに関連して契約者と当社の間で紛争が生じた場合、大津地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

2021年10月1日 制定